

**令和 7 年度 都留市文化財審議会
(第 1 回会議)
資料 5**

**「旧明治医院の文化財登録抹消について」
(報告)**

時系列	内容
平成30年6月	所有者変更の手続きに伴い、一部が文化財に接している周辺建物の解体を行いたいとの相談があったが、その後進展せず。
令和5年1月	旧明治医院が売りに出されているのを市職員が発見。県、文化庁の文化財担当者に相談したところ、事前の届け出があれば売却、解体も可能との回答あり。
令和6年11月8日	所有者2名のうちのひとりである小泉氏（大月市在住）より建物の売却が困難なため解体して売りに出したいとの相談。
令和6年11月13日	解体工事の着手30日前までに現状変更届、工事終了後に現状変更完了報告書の提出が必要なことを伝える。また、解体前に記録保存調査を行いたい旨を伝え、了承を得た。
令和6年12月26日	県文化振興・文化財課山本様より「文化庁の当時の担当者も入れ替わりがあるため、改めて内容の目線合わせを行いたい」との依頼があり、市担当者（知念）より県に詳細内容と全部事項証明書を共有。
令和7年1月15日	県・山本様から文化庁 文化財第二課 登録部門（建造物） ご担当者様まで内容を照会。
令和7年1月17日	文化財第二課 登録部門（建造物） ご担当者様より県まで回答。「解体工事の30日前までに現状変更届をご提出いただければ手続きとしては問題ございませんが、現状変更届に売却に至った理由をご記入いただけますでしょうか。また、過去のメールを拝見したところ黒坂調査官からも連絡がありましたが登録にあたり所見を書いた方や関係者の方にも抹消の周知をお願いいたします」との内容。
令和7年4月1日	登録有形文化財「旧明治医院」記録保存業務委託を予算措置
令和7年6月20日、 27日	記録保存業務に伴う現地作業実施
令和7年7月8日	所有者より文化庁提出の現状変更届提出。今後県経由で文化庁へ提出。なお、解体着手は9月15日予定。解体時に構造物内部を確認するため、現地立会や撮影を実施する。